

綾部市U I ターン者定住支援住宅 入居者募集案内書

◆ 受付期間及び場所 ◆

期 間	随時受付 ※午前8時30分から午後5時15分まで ※ただし、土・日・祝日は除きます。
場 所	綾部市定住交流部定住・地域政策課

※入居条件を設定していますので、申込みを希望される人は、案内書をよくご覧の上、お申込みください。

【お問い合わせ・お申込み先】

綾部市定住・地域政策課

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

電話番号 0773-42-4270（直通）

◆ 目 次

1	はじめに	…	1
2	募集する定住支援住宅	…	1
3	募集の概要	…	1
4	入居者資格	…	2
5	位置図・間取り図 申込書・記載例	…	3

令和7年1月

1. はじめに

綾部市では、定住促進事業の一環として、市外から本市への定住を希望される世帯を受け入れるための住宅を整備します。空き家をオーナーから市が借り受けて整備し、定住希望の世帯に貸し出します。入居の期間は原則3年間で、家賃は月額3万円です。

定住支援住宅は、入居者が居住する間に農村集落の環境に慣れ親しんでいただくとともに、人脈の構築や市内での定住を実現していただくためのきっかけづくりを目的としています。

入居条件を設定していますので、必ずこの案内書をご覧ください。

2. 募集する定住支援住宅

名 称	所在地	戸数	家賃月額	構造	入居期間
鍛冶屋 定住支援住宅	綾部市 鍛冶屋町地内	1 戸	30,000 円	木造セメント 瓦葺平家建	<u>入居日から3年間</u>

※ 入居に際しては、家賃月額3か月分（90,000 円）の敷金が必要です。（敷金は退出時に返金します。）

※ 本住宅は入居期限付き住宅です。入居期間は入居日から3年間です。市では入居期間中に集落とのつながりを築くお手伝いや転居先（空き家など）を探すお手伝いをします。

3. 募集の概要

（1）申込受付期間

申込受付期間	申込受付時間	受付場所
随時受付 ※土・日・祝日は除く （最初に応募を受け付けた日を締切とさせていただきます。）	午前8時30分 ～午後5時15分	綾部市 定住交流部 定住・地域政策課

（2）受付方法

必要書類を持参または郵送してください。

（3）入居申込

申込書記載例に従い、ご記入ください。

※ 申込書に記載された内容については、事実確認をするために別途面接を行いますので、ご承知ください。

（4）入居者の選考

申込者に面接の上、選考委員会で選考して入居者を決定します。

選考委員会では入居補欠者も選考し、入居決定者が入居されない場合は、順位に基づき入居を許可します。

※ 随時受付の場合でも選考委員会での承認が必要となります。

(5) 選考(承認)日程

応募を受け付け後、すみやかに調整を行います。

(6) 入居可能日

令和7年4月1日以降

4. 入居者資格

次の要件のすべてに該当する人（世帯）です。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人。婚姻の予約者を含む。）があること。

※1 単身者の入居はできません。

※2 家族を不自然に分割した申込みは認めません。

※3 同居親族が婚約者である場合は、入居日までに婚姻する人に限ります。

※4 内縁の配偶者については、住民票等により確認します。「同居人」は不可。

(2) 家賃及び敷金を支払う能力を有する世帯であること。

※ 所得証明書、給与証明書、預金残高証明書などの提出を求めます。

(3) 申込時において入居者全員の年齢が60歳未満で構成される世帯であること。

(4) 本市に定住するために住宅を必要とする人で、地域活動に参加し、地域の活性化に寄与できる人であること。

※ 自治会活動などの地域活動に理解があり、積極的に関わっていただける世帯の入居をお待ちしています。

(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

5. 位置図・間取り図

鍛冶屋定住支援住宅

